第三節　設備に関する基準

（準用）

第二百六条の十六　第二百六条の五の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第四節　運営に関する基準

（実施主体）

第二百六条の十七　指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

（定期的な訪問による支援）

第二百六条の十八　指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（随時の通報による支援等）

第二百六条の十九　指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2　指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3　指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

（準用）

第二百六条の二十　第九条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第四十一条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条、第六十六条、第二百六条の六、第二百六条の十及び第二百六条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する第二百六条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条の二十において準用する次条第一項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

第十六章　共同生活援助

（従業者の員数）

第二百八条　（略）

一　（略）

二　（略）

イ　障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この章において「区分省令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ～ニ　（略）

三　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第十四章　共同生活援助

（従業者の員数）

第二百八条　指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　（略）

二　生活支援員　指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

イ　障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この号において「区分省令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ～ニ　（略）

三　（略）